



なりたエコニュース

ご存知ですかリサイクル製品

家庭から排出された資源物は、無駄なくリサイクルされ身近なところに製品となって返ってきています。今回はその一部を紹介합니다。

リサイクルを推進するため、ごみの分別について皆さんのご協力をお願いします。

ペットボトルやプラスチック製容器包装

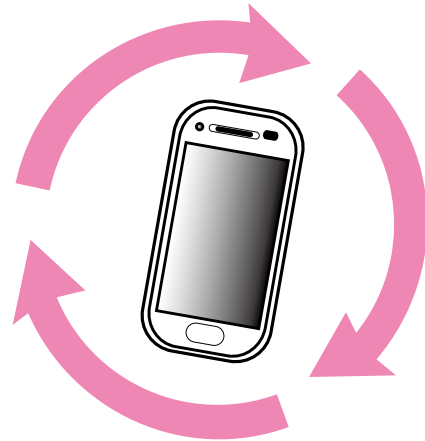
平成28年度に家庭から排出されたペットボトルは約344.2トン、プラスチック製容器包装は約509.1トンにも上ります。

回収されたペットボトルやプラスチック製容器包装は、異物を取り除き、さまざまな製品の原材料として加工されます。

ペットボトルは、卵パック、食品用トレイ、排水弁ふた、自動車の天井・床などの内装材や吸音材、カーペットなどに、プラスチック製容器包装はマンホールふた、雨水弁、車止め、点字ブロック、ごみ袋、包装材などとなって販売されています。

廃食油

市では、家庭から出る使用済み天ぷら油(植物油)の再資源化を図るため、市内19カ所で回収を実施しています。平成28年度は、約3,830リットルもの量が回収されました。回収された廃食油は、インクの原料やバイオディーゼル燃料などに再生される事を目的として、事業者へ売却されています。



携帯電話・PHS端末

携帯電話・PHS端末には金・銀・銅・レアメタルなど有用な金属が高濃度で含まれており、リサイクルが推進されています。使わなくなった携帯電話・PHS端末の本体、電池、充電器は「モバイル・リサイクル・ネットワーク」のマークのある販売店で無償で回収しています。ぜひ利用してください。

回収された携帯電話・PHS端末は、金属素材に戻して産業用の貴重な資源として再利用されます。また、金属以外の素材もリサイクルされています。プラスチックは低温溶解され、ハンガーなどの日用品、プラスチック収納容器などに加工されます。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。



消費生活相談Q&A

仮想通貨 リスクを理解して

Q ビットコインなどの仮想通貨に関する新しい制度ができたと聞きました。一般的な通貨と同じような感覚で利用してもいいのでしょうか。

A 仮想通貨は、円やドルなどの一般的な通貨(法定通貨)と同じ感覚では利用できません。電子的に記録され移転できる仮想通貨はショッピングや送金などに利用できますが、法定通貨ではありません。仮想通貨は、国家やその中央銀行により発行されたものではなく、価値が保証されていません。あくまでも、その仮想通貨の価値を信頼する人たちの間でのみ、通用するものです。場合によっては、利用者が入手・換金したいと思う価格で取引できない、入手した仮想通貨が気付いたら無価値になっていたなどのリスクがあります。これらを理解した上で、利用することが大切です。

4月から運用されている、改正資金決済法では、仮想通貨と

法定通貨、仮想通貨同士を交換する「仮想通貨交換サービス」が適切に実施されるよう、新たに仮想通貨に関する規制が盛り込まれました。利用者保護やマネーロンダリング対策の観点から、「仮想通貨交換サービス」を行う事業者に対し、次の義務が課されています。

- 登録制の導入(平成29年9月30日までは登録猶予期間)
- 利用者への適切な情報提供
- 利用者財産の分別管理
- 取引時確認の実施義務

国内での仮想通貨交換サービスは、金融庁や財務局の登録を受けた事業者以外には行うことができません。これからサービスを利用する人は、事業者が登録業者であることを金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/>)で確認してください。

金融庁や財務局などが特定の仮想通貨の購入を推奨することは一切ありません。また、価格も市場で変動するものが多く、値上がりする保証はありません。利用する仮想通貨のリスクを理解し、自身の取引履歴や残高について、きちんと確認しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。